



山梨税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒405-8585 山梨市上神内川 738 Tel 0553 (22) 1411 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

申告書の作成・送信は、**パソコン・スマホで!!** **自宅から**
～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

STEP
1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP
2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP
3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	受 付 時 間
1月31日(月) 2月1日(火)	甲州市役所 2階第1会議室	甲州市塩山上於曾1085-1	いずれも 午前10時～12時 午後1時～4時 【オンラインによる事前 申込をお願いします】
2月3日(木) 2月4日(金)	笛吹市役所 本館3階301会議室	笛吹市石和町市部777	
2月9日(水) 2月10日(木)	夢わーく山梨 3階大集会室	山梨市上神内川1348	

○ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。

○ 申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。

○ 令和3年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる**事前申込**を受け付けます。

○ オンラインによる事前申込は、令和4年1月5日(水)から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

○ オンラインによる事前申込についてのお問い合わせは、東京地方税理士会(045-243-0511)又は東京地方税理士会甲府支部(055-233-1318)へお願いします。

○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、是非、オンラインによる事前申込をご利用ください。

(裏面もご覧ください。)

事前申込サイト



<https://coubic.com/tochi119/blogs/451880#pageContent>

申告書作成会場の開設について

～郵送での提出先は東京国税局業務センター甲府分室です～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(水) ～ 3月15日(火) ※ 土、日及び祝日を除きます。	夢わーく山梨 3階大集会室	山梨市 上神内川 1348	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで

- 令和3年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場時間を区切った入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来署をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、上記開設期間(2月16日)の前でも税務署にて相談を受け付けております。
- 申告書の提出方法については、下記のとおりとなっております。

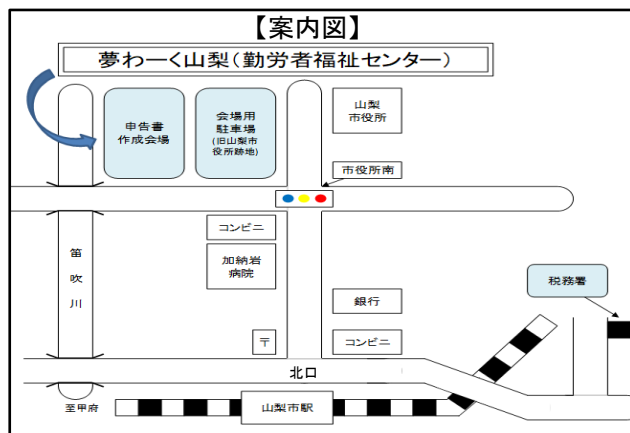
オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから！

【案内図】



申告相談・申告書作成会場で作成した申告書の提出	→	山梨税務署へ提出
窓口にて提出(相談不要な方)	→	山梨税務署窓口へ提出
郵送にて提出	→	〒400-8541 山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室 へ郵送

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

